

『南小国町ペレットストーブ等購入補助金』について

南小国町では、二酸化炭素の追加的排出を伴わないバイオマスエネルギーの利活用を推進し、地球温暖化対策、低炭素社会の構築に関する意識高揚のため、ペレットストーブ等の購入に関して以下のとおり補助金を交付します。

◎交付対象となる方について（次の要件を満たすこと）

- ・南小国町に住所を有する個人及び法人
- ・設置場所が町内であること
- ・交付申請者及び同一世帯員に町税等の滞納がない方

◎対象となる暖房器具について

- ・木質ペレットストーブ、薪ストーブ（ペレットストーブ等）

※中古品は除く

◎補助金額について

- ・ペレットストーブ等の購入費（設置費含む）1／3以内 上限15万円

※補助対象経費に消費税及び地方消費税相当額が含まない。補助金額の千円未満は切り捨て。

◎補助金交付までの流れについて

1 交付申請書の提出（申請者→町農林課）

必要な書類：見積書、カタログ等の写し、個人情報提供に係る同意書、法人登記簿謄本の写し（法人のみ、3ヶ月以内のもの）

2 交付決定（町農林課→申請者）

※交付決定前のペレットストーブ等の購入及び設置はできません。

3 ペレットストーブ等の設置

4 実績報告書・請求書の提出（補助事業者→町農林課）

必要な書類：設置に要した費用の内訳が分かる領収書、写真（設置前、作業中、設置後）

5 補助金交付（町→補助事業者）

前年度までに補助金交付を受け設置した方も交付対象要件を満たせば補助金の交付を受けることができます。ただし、補助対象者やその世帯員等が所有する住居又は事業所（同一の住居等）につき、同一会計年度内において設置できる台数は1台です。

※次の場合も同一の住居等とみなします。

- ・店舗兼住宅のいずれかに設置した場合・複数の住居又は事業所を所有し、そのいずれかに設置した場合
- ・法人の所有する事業所とその法人の役員の住居のいずれかに設置した場合

補助金の返還等について

・補助金の交付対象となったペレットストーブ等を法定耐用年数の期間内（6年）において、町長の承認を受けずに補助金交付の目的に反しての使用又は他人への譲渡及び貸付又は担保とした場合は、補助金の返還となります。

暖房機の使用にあたっては、煙の発生による近隣住宅等に迷惑にならないよう留意するとともに、火災予防上の安全を確保してください。

問い合わせ先：南小国町役場 農林課 電話（0967）42-1114